

2015.10.01 : 平成 27 年 第 3 回定例会 (第 6 日) 本文

7 番(中山ごう君) 議案第 77 号、平成 26 年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党市議団を代表いたしまして、不認定の立場で討論いたします。

(~ 中略 ~)

最後に、国分寺まつりについてです。質疑を通じて、一連の問題のきっかけとなった当時の第一副市長の答弁は、明らかに一線を越えていた答弁であったこと、そして当初の国分寺市の国分寺まつり実行委員会へのかかわり方が偏っていたことが改めて明らかになりました。国分寺まつりは実行委員会形式であり、実行委員会の自主性を尊重しなければなりません。しかし、誤った答弁と偏った市の実行委員会へのかかわりをきっかけとして、結果、特定の団体のみが国分寺まつりに参加できなくなっている現状について、国分寺市には是正するためのでき得る最大限の努力を求めます。そして、実行委員会の説明責任については、市としても求めるべきです。

2015.09.28 : 平成 27 年 決算特別委員会（第 3 日） 本文

幸野委員 国分寺まつりに要する経費をお伺いしたいと思います。これは 2014 年度に議会でも大きな議論になった問題でございましたが、国分寺まつりの出店要項の中に政治・宗教的な意味合いのある出店は認めないという文言が入ったということです。これに関しては、当時の前副市長が、補助金を出す際に条件をつけることができるということで、御指摘の趣旨に沿った対応を検討するという答弁があって、市はそういう対応で、多分答弁も変更してないということが一時期ございまして、そういうことで昨年度の出店要項はこのままになったと。

一方で、今年の予算特別委員会の中で、現副市長だったと思うのですが、補助金を出す際にそういう条件をつけることはないということを答弁されたという意味では、これはいろいろほかの議員の皆様の解釈等々あると思うのですが、私たちは市が方針を変更したのではないかと認識しております。

また議会においても、議会の意見について一部の意見しかお伝えしなかった、実行委員会に対して。これは市も認められたと思うんですけども、それについても現時点では全ての意見についてお伝えしていただいているということできくと、この議会でのやりとり、答弁の上では、市あるいは議会の意見というのは公正・公平に行われていると認識をしているところでございますが、ただ、今年度の出店要項についても、政治・宗教的な意味合いのある出店というのは認めないというのがまだ残っているということがございます。

その上で質問したいのは、昨年度、出店ができなかった団体、バイバイ原発 / 国分寺の会が国分寺市オンブズパーソンに申し立てを行っていると思うのです。その申し立ての資料請求をすればよかったのですが、時間もあれだったので、ざっくり、申し立て内容の 1 番、2 番というのが多分あると思います。それと、オンブズパーソンの判断というのが最後に示されていると思うのですが、その最後の 6 行のところを御紹介いただきたいと思います。

可児政策経営課長 オンブズパーソンの関係なので、こちらからお答えをさせていただきます。昨年申し立てに対する結果のところ、オンブズパーソンの判断といったところでございますでしょうか。申し立ての趣旨といたしましては、政治・宗教的な意味合いのある出店というのは、補助金を拠出しているイベントの出店基準として明確性がなく、出店者を萎縮させるものとなるので、不適正ではないか。不適正であれば、市としては実行委員会に対して是正を求めるべきではないかというのが 1 点。それから、市から実行委員会に対し資料の開示を求め、開示がなされない場合には、補助金を削減・廃止するなどの対応を検討すべきではないかというのが申し立ての趣旨です。

オンブズパーソンの判断ということで、最終的にはオンブズパーソンとしては、上記の提案を考慮した国分寺市と実行委員会の協議を尽くすこと及び協議の経過及び結果を適切な範囲と形式で開示を国分寺市が実行委員会に求めていくことが必要と考えておりますが、担当課が実行委員会との協議を行うこと及び協議の結果及び結果を適切な範囲と形式で開示

することを実行委員会に求める意向を表明していますので、勧告等の手続は行わないこととしましたというのが、オンブズパーソンとしての判断ということでございます。

幸野委員 これについては市民団体、ここでいえばバイバイ原発 / 国分寺の会は出店できなかったということに対して、政治的な意味合いというものについて明確性がないのではないかと説明を求められているということだと思っております。それは現時点に至っても、実行委員会との関係で説明というか、話し合いを持っていただけないという状況になっている。このオンブズパーソンに対しては、市に対してそれはどういうことなのだとということで求めていらっしゃるということなのですが、今、そういう状況です。そういう中で今年のオンブズパーソンの申し立てになっている。

それで、今、御紹介いただいた国分寺市と実行委員会が協議を尽くすことをオンブズパーソンは必要だと言っていて、国分寺市自身も担当課が協議を行うという意向を表明しているということが1点あります。

もう一つは、協議の経過及び結果を適切な範囲と形式で開示をすること、これについてもオンブズパーソンも求めているし、担当課も実行委員会に求める意向を表明されているということがこのオンブズパーソンの、だから勧告しないのだという回答になっています。それで、担当課としては協議を行うこと、結果の開示をすることを求めたのか、それで出ているのかということについて、だから全部で4点になるのかな、2点、2点ずつになって、それを答弁していただけますか。

宮本文化と人権課長 ただいまの御質問については、私どもも実行委員会にはお伝えさせていただいております。あくまでこちらとしては議事録についても全ての議事録を提示して、団体からの要請書等についてもお示しする、あるいはオンブズパーソンの結果についてもお伝えするという状況の中で情報提供を行ってしまして、実行委員会の中で御判断いただいているという状況でございます。

幸野委員 質問は4つあると言ったと思うのですが、まず情報提供するというのは協議を行うということと読みかえているということなのかな。ここで言っているのは協議を行うことと、結果を適切な範囲と形式で開示することを実行委員会に求めると、担当課長がオンブズパーソンに回答しているわけです。それを行ったのかどうか、それは実際に結果が公表されているのかどうかということをお伺いしているのです。

宮本文化と人権課長 協議については、こちらとしてはあくまで情報を提供するということで、それが協議にあたるかどうかということについては、こちらとしては情報提供をして、実行委員会の中で御判断をいただくということが、アプローチとして協議という捉え方をしているという考え方です。あと、開示についても、それについて実行委員会のほうには求めております。

幸野委員 だから、それを求めて、結果どうなっているのですかということなのです。

宮本文化と人権課長 開示は特にされてございません。

幸野委員 開示がされていないということなのですよ。市民団体からすれば、出店要項を決める判断が実行委員会にあるということ自体は、これは主体的な判断という意味でいえば、一定やむを得ない部分はあるのだらうと思うのですが、ただ、これまで毎年出店されてきた団体がこういった出店要項が入ったと。それがどういう議論の中で主体的に判断されて、なぜ出店できないのかということについて、出店団体とすればそれは知りたいわけです。それは知る権利は当然ある話だから、こういう申し立てもして、市に対して求められているということだらうと思うのです。開示されていないということについては、市のほうではそれを求める意向は表明しているということだけでも、そのことによってオンブズパーソンは勧告を行わないというふうになっているわけだけでも、開示されていないということについては市はどのようにお考えなのでしょうか。

宮本文化と人権課長 開示についてはあくまでこちらとしては求めています、結果として開示されていないという状況です。

田中委員長 それについて市はどう考えているかということです。

宮本文化と人権課長 それについて、現状としてはやむを得ないと考えております。

幸野委員 まず、そこはどうかかなと思います。確かにオンブズパーソンの勧告も求めるというところとまっていますから、それが開示されないということ自体が、求めているのにされない。しかし、市はそれはやむを得ないと考えているということなので、わかりました。

もう一つ、情報公開請求で議事録の提出が求められていると思うのですが、補助金の交付決定通知書、これは昨年の決算特別委員会の資料で、私が求めた請求の中に補助金の交付決定通知書があって、その中に条件が付されております。その条件は、1番がこういうことなのです。この補助金の収支等について、国分寺市情報公開条例の規定に基づき公開請求があったときは、市の提出依頼に協力することと書いてあるのです。これについて情報公開請求があったと思うのですが、それはされているのでしょうか、否でしょうか。

宮本文化と人権課長 情報公開については、最終的に市のほうでの決定としては、非公開ということで回答しております。

幸野委員 市の決定で非公開としたということなのですか。この補助金交付決定では、情報公開請求があったときには市の提出依頼に協力することと書いてあるのです。実行委員

会は提出していただいたと、議事録については、しかし、これは市が非公開決定を行ったということなのですか。であればその理由は何でしょうか。

宮本文化と人権課長 その点について少し確認させていただきたいと思いますので、お時間いただきたいと思います。

田中委員長 よろしいですか。それでは、この件に関しましては保留とさせていただきます。

田中委員長 幸野委員の御質疑に対する保留分ですね。どうぞ、文化と人権課長。

宮本文化と人権課長 お時間いただきましてありがとうございます。先ほどの幸野委員の情報公開の開示請求に対する回答というお話ですが、補助金にかかわらない文書については実行委員会が管理している文書であるため、実施機関が管理していないということで、したがって公文書にあたらぬということで開示はしてございません。

幸野委員 つまり、市として提出依頼をされてないという理解でいいでしょうか。

宮本文化と人権課長 そのとおりでございます。

幸野委員 そうすると、この情報公開請求が住民団体からあったけれども、補助金の収支の範囲内が公文書というか、求める範囲であって、それ以外の部分については補助金は出しているけれども、市として関与できる部分ではないということで、そういうことになっているということでしょうか。

宮本文化と人権課長 今、幸野委員のおっしゃるとおりでございます。

幸野委員 そうだと思うのです。それが基本、大原則だったのです。ただ、そういうことでいくと、これはまた以前の議事録を出して申しわけないのですが、2年前の11月の総務委員会で、複数の委員からだったと思うのですけれども、出店団体に政治的な団体があると。補助金は出すべきではないという質問に対して市は、今この補助金の原則がある中で、その補助金の交付に当たって条件をつけることができるのだと。その御指摘の趣旨に沿うような対応を、市としてその方向で検討するという答弁そのものが間違っていたのではないのでしょうか。補助金の交付決定の部分で市は関与できない。オンブズパーソンも出店内容については実行委員会の主体的な判断の部分だから、市が関与しないというのは当然だということを書いていらっしゃるのです。

しかし、そういう答弁があって、平成25年度の実行委員会の議論の中で、ある意味では一方の議会の御意見だけがお伝えされて、それが申し送り事項という形になって、平成26年度に入ってこういう事態になっているということなのだろうと思います。そのことについ

てはどうなのですか。私はこれは問題があったというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。この答弁自体がまず。

田中委員長 これはどちらの答弁になりますか。一旦確認いただいて、整理して御答弁をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ここで午後1時半まで休憩といたします。

午後0時00分休憩

午後1時31分再開

田中委員長 それでは、委員会を再開いたします。
先ほどの保留となっていた件。幸野委員。

幸野委員 補助金の交付決定との関係において、一昨年総務委員会での市側の答弁というのが、補助金の執行事務規則等に照らしても行き過ぎたものだったというふうに、ここでも判断できる場所があります。そういうもとにこういう出店要項等々が変わっているということが、ここでも確認できると思うのです。

それで、もう一度前段のところを確認しておきたいのですが、市として、先ほどオンブズパーソンの中で、実行委員会と協議を行うということと、協議の経過及び結果を適切な範囲と形式で開示することを実行委員会に求めるという意向をオンブズパーソンに表明されたということですが、この意向を表明した理由というのは、どういう理由でこういうことを開示することを実行委員会に求めることに至ったのでしょうか。

水越市民生活部長 協議することと開示することは実行委員会に求めていくということと、当時、事務局のほうでオンブズパーソンのお申し立てに対して回答したということで、その報告の中にうたわれているとおりでございます。その内容というのは、いろいろな意見をいただいておりますので、事務局としても実際の内容を事務局に求めていくということと、オンブズパーソンの方に説明してきた経過があると思います。その内容を受けてオンブズパーソンも、協議と開示を求めることを国分寺まつりの実行委員会の事務局が表明したことによって、報告書の中に盛り込むことによって終わったという経過もございますので、その経過に基づいて市としても実行委員会のほうに、多方面から御意見をいただいていることと今までの状況等も踏まえて、協議と開示をする旨の申し出があるということとを求めていくと言ったということでございます。

ですので、そういうことをする目的で事務局のほうで考えていたことがありますので、それをオンブズパーソンの方に表明して、その内容が報告書に盛り込まれたということで理解しております。

幸野委員 今、余り理解できなかつたのですが、国分寺まつりというものが、例えば補助金の関係でいえば、補助事業等の目的のところにコミュニティづくり、ふるさとづくりの基盤であるふれあいを大切にして云々かんぬん、市民生活とのかかわりを深めることを目的にするという補助金の目的というのが一つあると。

それから、コミュニティづくり、ふるさとづくり、ふれあいを大切にという文言が国分寺まつりの実施要領の趣旨の中に書いてあります。互いに手を結び、助け合う祭典とするという趣旨があって、運営のところでは国分寺まつりは高齢者、子ども、障害者などだれもが楽しく自発的に参加しやすいものとするためにということが書いてある。そういう趣旨などから照らして考えれば、そういう経過というか、協議をするということもそうですけれども、あとは出店要項の明確な説明というか、明確な基準等々も国分寺まつりに開示していただくというのが基本なのではないかということでは求められたということではないのでしょうか。

水越市民生活部長 その開示については、委員おっしゃるような経過も踏まえて実行委員会に求めて、経過等も説明責任も求められてきた結果だと思います。その内容に基づいて、市も説明が求められている旨を実行委員会のほうに今までも申し伝えてまいりましたし、その結果として、まだ実際には面会等はされていないようなところがございますけれども、そこについては引き続き、今まで一般質問等でも御意見いただいておりますので、そこは申し入れはしているという状況でございますので、今回もまたその説明が求められている旨の御意見をいただいておりますので、そこは引き続き、実行委員会のほうにお伝えしていくという形で考えております。

幸野委員 ある意味で今、回答というか、結論的なことまで答弁していただきましたけれども、私もこれは先ほど述べたように、国分寺市の答弁に端を発しているということも否めないと思うのです。そのことを含めて考えると、市は事務局も担っているわけですから、出店要項をどうこうという話ではなくて、変えるとか云々ということを使うというのは、初めからそれはやっではいけないことだというふうにあるわけだけれども、市も出店要項等々のことについて意見を言っている経過も実際にある。そのことによって出店ができなくなってしまっている団体が生まれている。その団体がオンブズパーソンやら市にそういう要望をされているし、実行委員会そのものにも要望されて、話し合いの場を持ってほしいということをや望されている。

ある意味ではそういう事態が生まれている中で、きちんと説明する話し合いの場を設けていく努力が市としても必要なのではないかと思うし、そのこと自体はある意味では一般的な話でもあるわけだけれども、ぜひお願いしておきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

水越市民生活部長 そのような御意向をお伝えして、説明等が求められているということについて、また引き続き、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、実行委員会に求めてまいります。

高瀬委員 今、幸野委員から御質疑がありましたので、一言だけ申し上げたいのですが、一般質問でも申し上げさせていただきましたが、国分寺まつりは実行委員会の形式でやっているということで、その決定を尊重するという事は理解しております。ただ、それまで参加できていた団体が急に参加できなくなった。それが政治的な意味合いがあるという、とても曖昧な状況であったということから、何がいけなかったのか、何を改善すれば改めて参加できるのかということを実際に聞きたい、知りたいのだという気持ちは団体にあるのだろうというのは、そのとおりなのだと思います。

それで、実行委員会も市民の方たちの集まりですし、また参加したい団体も市民だということで、市民同士が解決していけるように間に働きかけをするということ、私はぜひとも求めたいと思っております。その中でここを改善すればできるのだとか、ここはもうちょっと意思が違ったよねということがわかり合えていくことが必要なものであって、例えば実行委員会から説明があったことで、その団体が納得するかどうかはわかりませんが、そういった場を持つということがまず第一に必要なと思っておりますので、そこは重ねてお願いしたいと思っておりますので、一言頂戴して、終わりたいと思っております。

宮本文化と人権課長 ただいまの御意見については、部長が先ほど答弁したとおり、実行委員会のほうにお伝えしていきたいと考えております。

2015.09.03 : 平成 27 年 第 3 回定例会 (第 3 日) 本文

13 番(高瀬かおる君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

(~ 中略 ~)

それでは、最後に国分寺まつりについてお伺いしたいと思います。昨年の国分寺まつりでは政治的な意味合いがあるということから出店を拒否された団体があって、この議会でも議論されてまいりました。本年 3 月の予算特別委員会では、政治的意味合いを根拠に出店を拒否することがないようにという意見も含めて、市議会のさまざまな意見を第 32 回国分寺まつり実行委員会に伝えるということでした。政治的な意味合いという定義のはっきりしない理由で出店を拒否するのではなく、やってはいけない、こういうことはだめだよというルールをつくるということも意見の中にはありました。ことしの国分寺まつりの参加は既に締め切られているわけなんですけれども、実は先日、ことしも同じ団体に対して政治的な意味合いを持つと認められることから参加できないという内容の通知が届いたとのお話を伺っております。この国分寺まつりは実行委員会形式で実施され、市としては事務局を担っています。市民が主体となって実施するこういった活動を支援していく、そこでの決定を尊重するという姿勢については理解するものの、これまで問題なく出店が許可されてきた団体が、突然理由を説明される機会もないまま拒否され続けることについては、そういった祭りという楽しみの場が一転して市民同士の間には不信感が募ってしまうのではないかとということでは、本当に残念だと思っております。

この 2 年間にわたって一部の市民の方が排除され、そして説明を求めても応じていただけないということに抗議しているという状態を何とか市民同士で解決できるような、市がそこに何だか入るのではなく、解決できるような道筋をつけていくことができないだろうかと思うんですけれども、これについては 1 点お聞きしたいのと、それから、実行委員会に対してどういったところが悪くて出店できないのか、あるいは出店できた団体との違いが何だったのかということとその団体に説明していただけるようにお伝えいただきたいと思うんですけれども、今のことについていかがでしょうか。

市民生活部長(水越寿男君) 国分寺まつりの出店関係については、昨年度からことし 3 月までにかけてさまざまな御議論をいただいております。3 月の議会の中でもいただいた御意見等について、正確に実行委員会にお伝えしますということで答弁してまいりました。そのことについては、ことしそのとおりに実施してきておりまして、ことしの締め切りが終わって結果が出たということも承知しております。今、議員から御意見をいただいた 2 点については、高瀬議員からこのような御意見があったということと、今までの経過も含めて改めて実行委員会が主体的に判断していただくものと思っておりますので、そのいただいた御意見をそのまままた伝えていただいて、主体的に御判断いただきたいと思っております。

13 番(高瀬かおる君) 実行委員会にお伝えいただけるということで、市としてはなかなかそこには踏み込めないというようなことだったと思います。今回の国分寺市まつりに

ついて、まだ開催まで時間はありますので、ことしは本当に参加したい市民の方が参加し、また交流できるお祭りになってほしいと個人的には思うところであります。ぜひそういったところをお伝えいただき、また御尽力いただけることを求めまして、私の一般質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

2015.03.23 : 平成 27 年 第 1 回定例会 (第 3 日) 本文

7 番 (幸野おさむ君) それでは、日本共産党国分寺市議団を代表いたしまして、議案第 1 号、平成 27 年度国分寺市一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

(~ 中略 ~)

最後に、平和の問題に関連して、国分寺まつりの問題について、国分寺まつりにおける 9 条の会やバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会といった団体が出店できなかった問題について述べます。

これまでの市の対応と答弁は明らかに行き過ぎたものでした。その点で、これまでは市議会の意見について、出店を制限するという片方の意見しか伝えてこなかったものが、今議会では、全ての議会の意見を実行委員会に伝えられたと答弁されたこと、そして、市の対応についても、この件に関して補助金を出す際に条件をつけることができるとしていたものを、条件をつけることはないと答弁されたことというのは前向きな変化だと受けとめたいと思います。このことによって、国分寺まつり実行委員会において、市と市議会からの関与は一定取り除かれ、自主的に主体的に判断できる条件が整ったと判断したいと思います。引き続き参加と協働、情報の共有を理念とする自治基本条例を遵守し、日本国憲法に即した行政運営を行うよう求めて、本予算案に対する反対の討論といたします。

19 番 (高瀬かおる君) それでは、議案第 1 号、平成 27 年度国分寺市一般会計予算案について、無党派・国分寺・生活者ネットワークを代表し、賛成の立場から討論させていただきます。

(~ 中略 ~)

次に、国分寺まつりについてです。

平成 26 年度は政治的な意味合いを持つ団体ということで、特定の団体の出店が制限されました。しかし、その定義は余りにも曖昧で不明確であったため、納得のいく説明を得ることはできませんでした。政治と生活は切り離すことができず、密接にかかわっています。このことを踏まえ、平成 27 年度の開催に向けては説明責任が果たせる内容にさせていただくことを実行委員会に伝えていただけますように要望いたします。

2015.03.13 : 平成 27 年 予算特別委員会（第 5 日） 本文

幸野委員 国分寺まつりに要する経費について、お伺いしたいと思います。

一昨年から続いている議論ではあるのですが、昨年 9 月に行われた決算特別委員会や 1 2 月の本会議の一般質問でも私、取り上げさせていただきました。その中で、一定市の対応は改善されてきていると思っております。というのも、実行委員会に対して、議会の意見を片方しかお伝えしなかったことについては、全体的にお伝えしていくということが言われているという中で、そういう中で今、実行委員会が行われているのだらうと思うのですが、そのことも含めて、今、実行委員会の状況はどうなっているのでしょうか。

増田文化と人権課長 第 3 1 回国分寺まつり実行委員会におきましては、2 月 1 7 日、第 3 回の役員会を開催いたしました。その場で平成 2 5 年 1 1 月の総務委員会から続いております委員の皆さんからいただいた意見等については、御報告を申し上げ、来年 2 7 年度に結成される第 3 2 回の国分寺まつり実行委員会へ申し送りをするという形で確認をいたしましたので、平成 2 5 年 1 1 月からの議会での御意見につきましては、第 3 2 回の国分寺まつり実行委員会にもお伝えする形になっております。

幸野委員 今年度の実行委員会の皆様にもお伝えいただいて、その上で申し送り事項がつけられている。なおかつ、来年度の実行委員会の方にもこの議会の様々な意見についてお伝えいただくという理解でよろしいですか。

増田文化と人権課長 そのとおりでございます。

幸野委員 わかりました。

そういう意味では、この間、偏った意見のみしかお伝えしてなかったという意味でいえば、議会の様々な御意見をお伝えいただく形になられているということで、一定の改善があったと判断したいと思います。

ただ、もう一方で改善が必要だと私が思っているのは、一昨年 1 1 月の市議会の総務委員会での前副市長の答弁です。議会の意見については、議会は補助金等を議決する機関として、最終的な議決機関でありますから、その意見がきちんとそっくりそのまま一方の意見だけということでもなくお伝えしていただいたということも大事ですが、予算を編成する、提案する当局、行政の立場、今のスタンスが間違った形で実行委員会に入ってはいけないと思うのです。それがあってこそやっと実行委員会の皆様が主体的に判断できるとことになるのだらうと思うのです。

というのも、補助金が出ていることからいえば、実行委員会の方々は、国分寺まつりを運営する上においては、そこに今の時点では頼らざるを得ない関係があるわけですから、その補助金を予算として計上して、執行する市がその補助金を出す際には、そうした政治的な意味合いのある団体の出店があるようでは、補助金は出さないという立場では、これは主体的

な判断はできないだろうと思うのです。

そういう意味では、この答弁は取り消すことはもうできないですけれども、今からでもその立場を変更する、修正することはできるのではないかと思うので、そのことを求めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

増田文化と人権課長 それにつきましては、今申し上げましたように、議会の御意見等を申し送り事項として伝えた上で実行委員会に判断していただくことになると思います。

幸野委員 一般質問等でもずっとそういう答弁を繰り返されているのですが、今の時点でこの市の答弁を修正できない理由はあるのでしょうか。実行委員会の皆様に主体的に判断していただく。実行委員会の方々が独自にいろいろ調べられて、当時の副市長の言葉を借りれば、様々な情報を自分たちで得て、判断されているのだと。それでそういう結果になったと。だから補助金を交付する際に条件はつけなかったのだということを答弁されているのです。そういうことを考えれば、市のその答弁自体は修正されなければ国分寺市の立場が実行委員会の方々にそういうメッセージとして伝わっていつてしまっているという状況があるわけですから、これは主体的な判断ができなくなってしまうことに私はなると思うのです。

なので、主体的な判断で32回の実行委員会に今度はなるのだろうと思うのですけれども、その方々がそれこそゼロベースで、自分たちで考えて判断をしていただくことにするためには、この答弁自体は修正しなければならない。今の時点でその答弁自体の方針を変更する答弁をする必要があるのではないかと思うのだけれども、できない理由はあるのでしょうか。

楠井委員長 きちんと整理されてからやられたほうがいいと思うので、もし必要でしたら時間はとりますけれども、どうですか。

水越市民生活部長 過去の答弁の関係がございますので、調整させていただきたいと思っておりますのでお時間いただきたいと思っております。

楠井委員長 暫時休憩します。

午後 7時17分休憩

午後 7時25分再開

楠井委員長 それでは、委員会を再開いたします。

水越市民生活部長 お時間いただきましてありがとうございました。

先ほどの幸野委員の御指摘については、市としましては、国分寺まつりのあり方についての補助金について条件をつけるようなことはしないということでございます。

主体的な運営については、実行委員会の御判断となりますし、先ほど文化と人権課長から

答弁しましたように、今までの経過や市民の方からいただいた御意見については、31回の実行委員会にはこの前お伝えしてありますし、年度が明けると、ことしの秋に向けての実行委員会が新たにまた招集されて開催され、引き継ぎが行われます。その中についても、また改めて今までの経過について丁寧にお伝えをしておりますし、それで新しい実行委員会の中で、主体的な判断のもとにことしの国分寺まつりを検討していただいで、その補助金の申請に当たっては、特に条件をつけるようなことなく、国分寺まつりのあり方について補助金を出すべきであれば……。（「条件つけたことあるの」と発言する者あり）今までも条件をつけたことは特にありませんので、ことしについても、国分寺まつりのあり方については自主的に判断していただくということで取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

幸野委員 ー昨年11月の総務委員会では、補助金を交付する際には公益性が必要だという答弁をした上で、その際には条件をつけることができるのだということで、こういった今みたいな流れにきた。一方で条件はつけなかったということはあるわけけれども、そういうことでは、今回については、補助金をつける際に何かそういった、交付決定する際も含めてですけれども、条件をつけることは一切ないという確認でよろしいでしょうか。

水越市民生活部長 今までも特に条件はつけてないことについては、御答弁とさせていただきますけれども、平成27年度の国分寺まつりにつきましても、委員おっしゃるような形で対応してまいりますので、主体的な御判断のもとで国分寺まつりの運営に当たっていただきたいと思っております。それに対して補助金を交付する方向で申請いただいで、市としては判断していくということでございます。

幸野委員 わかりました。
そういう意味では、補助金を交付している団体は、国分寺まつり実行委員会だけではなくて、全体的にあるわけですが、そういった政治的あるいは宗教的という形で、そういった団体自体が出店していること自体に対して、補助金を交付することについて、条件をつけるとか、つけないということもないと。つまり、国分寺まつり以外の団体に対しての交付についても、そういう理解でよろしいですか。

水越市民生活部長 補助金についてのお尋ねで、全般的なことについてのお尋ねだと思えますけれども、国分寺まつりについては先ほど答弁したとおりでございます。ほかの補助金についても、その趣旨にのっとって、その都度の判断になろうかと考えております。

野田財政課長 補助金全体の御質問もありますので私から。補助金の団体で、幸野委員がおっしゃられたような政治、宗教等々の団体は、私が思う限りはございません。（「聞こえなかった」と発言する者あり）

楠井委員長 財政課長、語尾がはっきりしなかったので、もう一回。（「ちょっといい」を発言する者あり）

幸野委員 失礼しました。私も思い返したのですけれども、国分寺まつり実行委員会の出店要綱には、政治的、宗教的な意味合いのある出店は認めないという形になっていましたが、市議会あるいは国分寺市の答弁の中で、宗教のことについては一切触れておりませんでした。なので、政治的な意味合いのある出店があるから、そのことについて、補助金を交付する際に条件をつけることができるのだという答弁が行われてきたわけですけれども、そのことについては、国分寺まつり実行委員会についてはそういったことはない。今後は、今後についてはそういった条件をつけることはない。これまでもなかったけれども今後もないということを確認できたので、そのことは、つまり、市の考え方として、それ以外の補助金を交付している団体に対しても、その条件をつけるということはないということか。つまり、市の考え方として、そういう形になるのかということをお伺いしております。

野田財政課長 条件をつけて交付はございません。国分寺まつりの補助金でいっても、今おっしゃられているところのことではなく、国分寺まつりとして、補助金を了とするか、了としないかという審議が行われて、国分寺まつりとして、補助金等審査委員会で議論して交付するというところでございます。

内藤政策部長兼都市開発部長 これはどこの場面で私、お答えしたか覚えていませんが、議会のどちらかの場面で、政治の介入に関して……、失礼しました、本会議の答弁の中で、政治について私どもの市が判断するのはかなり難しい。定義をすることも今の段階ではできないだろうと答弁をしました。直接の政治活動あるいは直接の宗教活動等々に抵触すれば、これは様々なところから客観的に見て、それは判断ができると思いますが、こと今のお話のように、同くくりの中で宗教や政治の活動、広範囲にわたりますので、それを全て包括して、どちらかという判断はお許しいただきたいと思います。

幸野委員 すなわち私の理解は、なので、政治的ということで条件をつけること自体は極めて難しいという形に多分なるのだらうと思うのです。市が条件をつける際に、政治云々をかたって条件をつけることは難しいだらうと。多分これまでもできなかったし、これからはやらないだらうと。

内藤政策部長兼都市開発部長 そのとおりだと思います。ただ、個々の活動の部分については、例えば例が悪いかもしれませんが、政党名がついているビラを配ったとか、先ほど言いましたように、そういう直接的な行動があれば、これはわかりやすい客観的な理由になると思います。ただ、それが無い中で、それがどうだ、こうだと言うのは、今、判断するところに私どもはありませぬので、それはそれぞれの団体に委ねるということをお答弁したつもりです。

幸野委員 そこを私たちが立て分けて質問をしております、政治家、政党、政治団体とまた別なのです。政治的意味合いのある団体とか、市民団体をそういう形でラインを引くこと自体はできないでしょうということを言っているわけで、政党や政治家、政治団体は、これは明確にだめな話です。だめだというか、政党助成金はまた別にあるので全くだめだということではないのだけれども、なかなか難しい部分があると。そのことについて言えば。

ただ、今、部長から答弁あったように、おっしゃるとおりだと言ってくれたので、これまでもこれからも政治的意味合いのある団体という曖昧なラインで条件をつけることはやらないということを確認させていただいたと思っておりますので、そういう意味では、新しい市の考え方が私は示された。（「そんなことは言ってない」と発言する者あり）いや、2年前はそれをつけると言っていたのです。条件をつけることができるのだと言って、今回のような事態に至っているのです。つけなかったけれども、つけられるのだということで答弁されてきているから、私たちはこういう事態になっている。

しかし、市が今、それはつけることができないのだと。つけないのだということを確認できたので、私はそういう意味では、皆さん方は、これまでつけてなかったからということはあるのかもしれないけれども、私は、その答弁というのは、議会だけでなく、市民あるいは実行委員会に対しても市の立場を表明している答弁だと考えておりましたので、そういう意味では、その答弁と違う答弁が今出たという意味でいえば、新しい考え方だと考えるのだけれども、違いますか。

内藤政策部長兼都市開発部長 先ほどから御答弁しているように、非常に難しい内容だと私は思っているのです。先ほど言いましたように、客観的な部分があれば、これはその団体あるいはそれを主催する独自の考え方によって、その大小、強弱によって御判断するケースがあると思います。

ただ、今のお話のように、総括的に宗教だ、政治だという話だけでかたれる話ではないでしょう。ただ、やはり直接的な行為あるいは客観的に誰が見てもこれはまずいのではないかといったところは、その団体が主観的に判断してくると私は思っていますので、全部が全部、宗教がオーケー、政治がだめということを私は申し上げているのではなくて、その場その場で、行動あるいは活動に応じた内容で当然これは変わってくると思いますので、全てが一くくりでということで答弁を申し上げたわけではございませんので、その辺は御理解いただければと思います。

幸野委員 私は総務委員会の議事録も決算特別委員会の議事録も全て確認しております。そういう中で、例えば署名の問題とかが取り上げられたり、あるいは宣伝行動が行われたり、そういうこと自体が制限されるかどうかというのは、それこそまさに実行委員会の方々の判断で運用の中で整理できる問題であると。当然市としても補助金を出す際にそういうことはあってもしかるべきだと思うのだけれども、政治的な意味合いのある団体や政治的な団体、市民団体の中に政治的だということで補助金の条件をつけること自体はやはりでき

ないだろうということが私は確認されたので、そういう意味では、実行委員会の方々もある意味では、市あるいは議会からの意見という点でいえば、主体的な判断ができる条件になったと私は判断をしたいと思いますので、ぜひ本当に今後も含めて、実行委員会の方々が主体的に判断できるような条件、状況を事務局としてきちんと提供していく形で運営していただきたいということを求めて終わりたいと思います。

楠井委員長 ほかにこのページは。

釜我委員 この国分寺まつりの問題も総務委員会で私も一定の考えを言わせていただきました。非常に難しい問題です。2つの考えが総務委員会では出ているのですが、私はこれはどちらが正しいとは言えないと思っています。どちらも正しいと思っています。

1つの主張は、祭りではないかと。この場所は。お祭りというのはみんなで楽しむところだろうと。そういうところに政治を持ち込むのはどうだろうかという御主張であって、私も市民の中で意見を聞きましたけれども、そういう意見の方も結構いらっしゃいます。一方、こういう市民のお祭りのみんなが集まるところこそ、自分たちの日ごろの生活と政治の関係、全てのことが政治につながっていますから、そういうことを自分たちが日ごろ、例えば原発問題なら原発問題を考えてきた、それが子どもたちの健康にどうなのだろうか、そういうことを意見交換したりする。そういう交流の場として使うことは正しいのではないかという考えも私は正しいだろうと思うのです。

では、そういう政治的な意味合いを持つ主張がいいのだから、先ほど幸野委員も言われたけれども、何だってやっていいのかと。ピラを大量に持って行って、ばんばん配るといいのか。あるいはハンドマイクを持って行って、アジェンダして回るのいいのか。あるいは署名をとったり、カンパ活動したり、積極的な政治活動をやることをみんなの政治団体がやり始めたらどうなるのだということを考えますと、やはりそこには一定のルールが要るだろうと思うのです。

だから私は市が実行委員会あるいは関係する市民の皆さんの代表等とじっくりと話し合っていて、今後の市民祭りのあり方はどうすべきだろうかについて、一定のルールを私はきっと見出せると思うのです。こういう社会ですからいろんな違う考えの方がいます。右から左までいらっしゃいます。しかしながら、それが共生の社会で、みんなでお互いに違う意見は違う意見と主張し合いながらも、お互いに発表し合いながら、聞きながら、そしてこの同じ社会の中で仲よく生きていこう。時には対立しても、それは選挙の場等々で解決するとして、それが終われば、市民同士として意見の違いは戦わせて、しかし地域では仲よく生きていこうと。災害等もあるわけですから、みんなで生きていこうということだと思うのです。

ですから、私はこの問題の最終的な処理が実質的には市長の判断におそらくいくのだろうと思います。最終的には実行委員会でお決めになるのはもちろんですが、そこに至る経過の中で様々な動き等もあろうかと思えます。そういう中で、ぜひとも私はそういう祭りにいろんな団体が参加することはいいことだろうと思うのです。原発推進の方も反対の方も。た

だ、それが先ほど言いましたように、何でもかんでもやっつけていいということではない。一定のルールのもとでやっつけていくという。繰り返しませんけれども、先ほど言ったような、そういう一定のルールを市として市民の皆さんと一緒にやって、その合意に基づいて、この実行委員会を運営していく。そういう形で誘導していくことが市としてベストな形だろうし、それこそがこれからの民主的な国分寺市の根っこをつくっていくような気がいたします。答弁は求めませんが、ぜひともそういう立場から市長の御努力を強く求めまして、私の意見とさせていただきたいと思います。ひとつよろしく御検討をお願いいたします。

楠井委員長 ほかに。

高瀬委員 私も一言だけ意見を申し上げたいと思います。

今の釜我委員の御意見と本当に同じだとは思っておりますけれども、今回のこの問題で政治的な意味合いというところの言葉の曖昧さであったり、明確にできないところが一つ大きな問題であったのではないかと考えています。政治と生活が切り離せず、密接な関係にあるところでは、様々に受け取られてしまう可能性もあるという言葉であると思っております。

そういったことから、実行委員会の中でまたお話し合いがされるかと思っておりますけれども、そういった言葉の曖昧さがある中で、今、釜我委員もおっしゃられましたけれども、どういったところがだめなのかとか、これはやめようとか、そういった一定のルールをつくっていくのは必要ではないかと思っておりますので、これは本当に意見でありますけれども、また実行委員会にもお話しただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。

2015.02.22 : 平成 27 年 第 1 回定例会 (第 2 日) 本文

7 番 (幸野おさむ君) 日本共産党国分寺市議団を代表いたしまして、質問させていただきます。

(~ 中略 ~)

関連いたしまして、国分寺市においても、昨年 11 月に行われた国分寺まつりから、9 条の会、あるいはバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会といった市民団体が出店を拒否されてしまうという事態が生まれております。これは安倍政権が誕生したことと私は全く無関係ではないだろうと思っているわけですが、やはり、この市民団体が排除されてしまうということについて、国分寺市が国分寺まつりに補助金を出す際に、公益性が必要だということを理由に排除したというのが、建前上といえますが、これまでの議会での到達点だったと思うのですが、昨年 12 月の市議会の私の一般質問で明らかにしたのは、この 9 条の会やバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会といった市民団体は自治基本条例上の公益性のある団体であるということ国分寺市自身も認める答弁をされております。公益性が必要だと言いながら、9 条の会や、これらの団体を排除しておきながら、自治基本条例上は公益性のある団体であるという、まさに矛盾した今の状況というのは、一日も早く、一刻も早く是正しなければならないと私たち考えておまして、今、恐らく実行委員会等々が引き継ぎ等を行われているような時期だろうと思っておりますけれども、国分寺市は事務局として、こうした市の自治基本条例上の立場を堅持して、守って、これらの団体が再び出店できるよう調整していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

市長 (井澤邦夫君) 国分寺まつりは、御存じのように商工まつりや農業祭、市民まつりを合わせた形で、今、運営されているわけでございまして、市民の方が構成する実行委員会形式で行われておまして、それに対して国分寺市は補助金を出しているという立場でございます。

実行委員の皆様は、毎年、構成は変わってきているとは思っておりますけれども、それは前回の国分寺まつりを踏まえて、翌年、どういう形でやっていくのかということで引き継ぎがされていると私は認識をしております。今年度も、国分寺まつりの実行委員会がまた開かれる中で、引き継ぎが行われて、進められていくものと考えております。出店要綱等を実行委員会でお決めになられて実行されていくということで認識をしております。

7 番 (幸野おさむ君) その市民主体の実行委員会に対して、市議会、あるいは市が、その補助金を交付する立場を利用して、一昨年の実行委員会、昨年の実行委員会に対して、さまざまな意見を言ってきたということが、これらの団体が出店できなくなっている原因になっているということなわけですから、ここについては、今さらといいますが、そういった市のこれまで言ってきたこと自体をなきものにして、今度は言わないというふうな話ではなくて、市の立場そのものが、今、条例上の立場から逸脱しているという問題があるわけですから、ぜひ是正して調整をしていただきたいということを強く求めておきたいと思っております。

あわせて、この問題も先ほどの前段の問題もそうなのですが、やはり今、自治基本条例、あるいは日本国憲法といった、いわゆる立憲主義的、権力の暴走に歯どめをかけるための法律、最高法規というものが、この間、安倍政権のもとでも、井澤市政のもとでも起きている。この今の国分寺まつりの問題でいえばですけれども。そういうことについて、私は、市長自身が遵守するということを、憲法についても自治基本条例についても表明されているわけですから、その立場を偽りなく進めていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

市長（井澤邦夫君） 今の断定的な言い方については、私はそうは思いません。多くの方々とお話し合いをしながら、自治基本条例にものをもって、私どもは市政を運営しているわけございまして、幸野委員のおっしゃられることについては、私は間違っていると思います。

7番（幸野おさむ君） いや、全てにわたってと言うつもりは私はありません。ただ、今の事例で挙げました国分寺まつりの問題では、自治基本条例上の指摘について、先ほど述べたとおりでございます。なおかつ自治基本条例の理念というのは、まさに参加と協働ですよ。そして情報共有ということですから、これらの団体が参加できなくなっているという問題なんかも含めて、やはり自治基本条例の立場を、この補助金を交付するという立場も含めて、遵守していただきたいと、そういう姿勢にしていっていただきたいということを強く求めておきたいと思います。

2014.12.02 : 平成 26 年 第 4 回定例会 (第 4 日) 本文

7 番 (幸野おさむ君) それでは、一般質問を始めます。

初めに、資料を出していただきまして、ありがとうございました。とりわけ資料 No. 2 - 2) は、私も衝撃を受けた資料です。北口再開発のこれまでの印象をがらっと変える大きな資料だと思っていますので、後で触れていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。初めに国分寺まつりなどに対する市の政治的介入についてということでお伺いしたいと思いますが、この問題については 9 月議会でも一定の議論が行われてまいりました。ただ時間の関係もあって決定的なところについてまだ確認されていないこともありますので、そのことも含めて質疑させていただきたいと思います。

この問題については、第 31 回目を迎えました市民まつり、国分寺まつりにおきまして、ことしも好天に恵まれて多くの方々が訪れて、4 万 2,000 人の方が集まられて市民同士の交流を深めたという大きな一大イベントであったと思います。大変意義のあるお祭りであるわけですが、ことしに限って言えば、これまで毎年出店を許されてまいりました九条の会やバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会といった団体が、政治的な意味合いのある団体だということを出店を制限されると、出店できなくなってしまうという事態になりました。このことについて 9 月議会で質疑をしていく中で、市は実行委員会が決めたことなのだということを繰り返していましたが、ただその後の質疑の中で明らかになってきたのは、明らかに市が補助金を交付する立場を利用いたしまして実行委員会に対して議会の意見を、例えば一部、片方の意見しかお伝えしないと、そのことを追及すれば正確性に欠けると、かもしれないという担当課長が答弁されていましたが、そういうことであるとか、あるいは市が昨年 11 月にそうした一連の質疑の中で行った一部の議員の質問に対しての指摘の趣旨に沿った方向で市が対応していくと、基本的方向を決めていくのだということ自体いまだに変更されていないということも明らかになっておりますし、予算を計上する際にも申し送り事項に、30 回目の実行委員会から 31 回目の実行委員会の際にこの政治的な意味合いのある団体を制限するという中身が入っていることを確認して予算を計上したとか、補助金交付決定する際にもこの出店要項が変わったということをもとに交付決定を行ったという答弁なども行ってあります。明らかに市が関与してきた問題でございまして、実行委員会が決めたことだなどと言って無責任に言い逃れするのは、私は通用しないと思っております。ですので、お伺いするのは実行委員会のことではありません。また議会の意見もいろいろあることはお伝えするということは言われていますから、そのこともお伺いするつもりはありません。お伺いしたいのは市の姿勢です。市の立場についてただしいと思います。その上で初めに、政治的意味合いのあるという出店は認めないという文言が入っていることについて私は非常に問題があると考えているわけですが、今の時点で市の見解をお伺いしたいと思います。

市民生活部長（水越寿男君） まず、政治的意味合いのある出店を制限できるかどうかについての今の御質問でございますけれども、ここは繰り返しになってしまうのですが、国分寺まつりについては実行委員会が主催されて運営されているということは以前からお話ししているとおりでございます。この国分寺まつりについては、国分寺まつり実施要領というものが市民の検討委員会とかで協議を受けて現在まで引き継がれて作成されております。毎年実行委員会が設置されておりまして、国分寺まつりについてその年度はどのように実施していくかということについて……。（「市の立場です」と発言する者あり）

経過をまず説明させていただかないとあれなので続けさせていただきますけれども、まず出店に当たっては毎回出店要項を定めて実行委員会で開催の趣旨に沿って参加希望の出店者を募っているということは議員も御存知のとおりでございます。今回の判断についてはまつりの実施要領の趣旨と出店要項に基づいて実行委員会によって判断されたということでございまして、市については先ほど議員の御質問の中で補助金等の支出については出店要項が変わったのを確認して補助金を決定したという旨のお話がありましたけれども、補助金の今年度の交付申請から交付決定までの流れについてお話ししますと、出店要項を確認してから補助金を決定したという事実はございません。ですので、市として補助金を支出するに当たって条件として付したこともございませんし、市として介入したというようなことではございません。

政治的意味合いを持つという表現が出てきたのは出店要項の中で出されてきているということございまして、繰り返しの答弁になりますけれども、市からそのような条件を付したり、入れなければ補助金を出さないというような条件を付したということはございませんということです。

7番（幸野おさむ君） 私の初めの質問をちゃんと聞いてください。市の立場をお伺いしていますから、時間もあるのですから、市の立場だけ答えていただければ結構ですから。

今、市民生活部長が答弁されましたが、樋口副市長は決算特別委員会でこう言っています。具体的な補助金の交付決定に当たって条件をつけることは必要がないという判断をしたわけです。しかし、その後には言っているのです。つまり5月21日に実行委員会が新たな項目を加えて出店要項、参加要項を決定していますので、これによって市は予算のときにも御説明したような公益性が確保できるということの判断のもとに補助金の交付決定をしたのだと。この公益性が確保できるということについては、政治的意味合いの云々というものが入っているということを確認した上で公益性が確保されるということを確認されているわけです。きょうは本人がいないのであれですけれども、お伺いしたいのは、政治的意味合いのあるということについて言えば、市としてそのことを判断して公益性があるとおっしゃっているわけです。その公益性の判断というのは、政治的意味合いのあるという文言が入られる根拠というか、それが入ったことによって公益性が確保されたという根拠がどこにあるのか、お伺いしたいと思います。

市民生活部長(水越寿男君) 議員が今御指摘の5月21日に要項等が決定したということについては、5月21日というのは第1回の役員会がございました。そのときというのは前年度からの役員会の引き継ぎ事項についてその場で引き継がれたということでありませんが、主な内容としては新年度の役員が初めて集まったときでございますので、そこで初めて役員を選出を行ったというようなことになっています。その役員を選出をもって5月26日に初めてそこで補助金の交付申請が出てまいりました。6月11日になりますけれども、その日に交付決定通知を出しているということでございます。実際、出店要項等については第2回以降の実施に向けての実行委員会の中で検討された事項となっておりますので、それはもう少し後の時期ということになりますので、補助金を決定した時期と交付申請等の時期については以前説明がうまくできていなかったのかもしれませんが、実際の流れとしては5月26日に初めて交付申請がされているということでございます。(258ページに訂正発言あり)

7番(幸野おさむ君) 私は樋口副市長の答弁を引いているのです。5月21日の実行委員会に新たな項目が加わって、予算のときにも御説明したような公益性が確保できるということの判断のもとに補助金の交付決定をしたと樋口副市長が言っているのです、私が言っているのではないです。大体実行委員会の議事録を出していただかないから、私たちは皆さん方の答弁を信用して質疑するしかないのです。なぜ私が今それであたかも間違えているかのような指摘を受けなければいけないのですか。では、この樋口副市長のこの答弁が間違えているのではないのですか。そのもとに進められているのです。大体私はそのことをお伺いしていません。政治的意味合いのある根拠について市としてどういう判断をしてこの文言を入れることができたのかということをお伺いしているのです。

市民生活部長(水越寿男君) 出店要項にある政治的意味合いのある団体についての文言については、市としての指示ということは先ほど来申し上げているとおりございません。その判断については去年からの実行委員会で引き継がれたことで入ってきたということでございます。

7番(幸野おさむ君) 樋口副市長は、市はそういう方向性を持って対応していくということを書いて、議会もそういう意見だということをお伝えして、実行委員会の方々もそうせざるを得なくなってこの出展要項を入れてきているのです。市は直接そのように入れなさいと言ったかどうかは、私は議事録がないからわかりません。ただもう明らかではないですか、そのこと自体は、実際根拠についてお伺いしても、皆さん方は持ち合わせていないということではないですか、この政治的意味合いのある出店は認めないという根拠について、持ち合わせていないのですね、これだけ確認します。

市民生活部長(水越寿男君) 政治的などころについてはですけども、市の判断としては入っておりません。募集要項をつくる時点で実行委員会の中で御議論されて、今年度につ

いてはこの方向で募集を募っていくということで判断されたという認識でございますので、市としての介入はないということで考えております。

7番(幸野おさむ君) わかりました。では、根拠自体は持っていないということですね。9月議会では片畑議員も政治的という問題についてさまざまな法律を引かれて、その判断というものはどう考えているのかとただされていまして。市として政治的というのは難しくてなかなかラインを引けないと、基準というのは難しいということは答弁されていまして。

私もいろいろ調べてみたのです。そうしたら、憲法にこの公金の支出の問題があるのではないかとということで日本国憲法をいろいろ引いてみたのですが、公金の支出というところがあるのです。日本国憲法第89条、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」。つまり宗教だとか公の支配に属さない慈善、教育もしくは博愛の事業に対しては公金は出してはだめだということがあるのですが、政治ということについては一言も書いておりません。なおかつ、第89条に基づいて法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律というのがつくられております。これについても、株式会社に対する補助というのはいけないということが規定してあるだけで、政治的な意味合いのある団体に補助を出してはいけないなどということは一切書いておりません。そういう状況になっております。

すなわち、政治的意味合いのあるということについてラインを引くということは法律、条例のどこにもないということなのです。それは政党とか政治家とか政治団体という明らかなものについては出せないのです。しかし、政治的意味合いのあるなどという曖昧な基準でこのラインを引くということは何の誰もできないのです、そんなことは、だからやっていないのです。ただこれを入れて決めてしまったということについて、私は非常に問題があると思っています。どんな問題があるかといえば、日本国憲法の基本的人権の部分にかかわってくる問題なのです。その大前提にあるのが第14条です。法のもとの平等です。「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」。全て国民は、これはまさに信条の問題だと思えますけれども、それによって政治的、経済的又は社会的関係において差別されないということが明記されているのです。もっと言えば、憲法第19条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」という問題にもかかわってきますし、同法第21条、言論あるいは表現の自由を保障すると、これについてもこの団体の人権に直接かかわってくる問題が、この政治的意味合いのある団体を制限することによって直接かかわってきてしまっているということは、私は非常に問題だと思っています。それを市が公益性が担保されたなどと言って促進してきた、暗躍して圧力をかけて介入を行ってきたということは、私は言語道断だと思っています。

市長にお伺いします。こういうことが市として許されていていいのでしょうか。私はこの行為はまさに団体に対する差別に当たると思います。こういう政治的意味合いのある出店を制限するというラインが引けないところで引いている状況の中で国分寺まつりをやったことに

ついて、私は厳しく反省を求めし、来年以降もこのような文言を残しておいていいとは思えない。そういう問題があるとは思いませんか、市長、お伺いします。

市長（井澤邦夫君） 先ほどから幸野議員は政治的、政治的と言っていますけれども、それこそ介入であると思います。いろいろな団体から私もたくさん、市外からも市長への手紙で、この件については私宛てに手紙をいただきました。担当から申し上げているように国分寺まつりは国分寺まつりの実行委員会が主体的にやっているものです。市がそれに対して事後であろうと、事前であろうとこういうものを入れる、入れない、入れてはいけないというような指示をすること自体がおかしいと私は思います。（「そうだ」と発言する者あり）

7番（幸野おさむ君） 大前提を市長は理解されていないようなのでまた繰り返しますけれども、この出発点は私たちが始めた問題ではありません。昨年11月の市議会の総務委員会において、一部の議員の方が特定の政治的な考えに基づいたブースが名を連ねるようなお祭りというのは補助金支出の対象としてふさわしくないのではないかと質問をされて、それに基づいて樋口副市長が、御指摘の趣旨に沿うような対応を、市としてはその方向性で検討するという御理解いただきたいと、こう応じているのです。その後、実行委員会において事務局を務めている市が市議会の意見を一方の意見しかお伝えしなかった、先ほども引用しましたがけれども正確性に欠けると後で答弁されていましたが、さらには決算特別委員会でも確認しましたが、樋口副市長はこの11月の答弁自体は変えていないと、方向性は、方針は全く変えていないということなのです。この状況で実行委員会の方々が主体的に判断などできるのですか。補助金を出さないと言っているのです。市もこの政治的な団体が特定の政治的な考えに基づいてブースに名を連ねるようなお祭りというのに補助金支出の対象としてふさわしくないという状況に、その御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するとおっしゃっているわけですから、私たちが初めに政治介入したわけではないです。大体、私たちは政治的介入などはしていません。今、市の考え方について、市の対応のあり方について問うているわけですから、実行委員会の方々は実行委員会の方々が主体的に判断していただきたいと思います。しかし、それが今できないような状況になっているから、市がそういう暗躍して圧力をかけているから、その対応がおかしいのではないのかということをお伺いしているのです。

政治的な意味合いの問題について、市長自身も根拠を述べられないのですよ。私が介入しているというのだったら、どこをどう介入しているのか教えていただきたいと思いますが。

問題は、次の質問に移りますが、差別になっているということ自体は9月議会で片畑議員も指摘されていましたが、いじめと虐待防止条例を市もつくりました。その中で他者のことを認め合うとか、人権を大事にするということを書いてあるわけだけでも、そういうことを決めている市として、私は問題だと思っています。

この間言われている公益性という問題についてもお伺いしたいと思うのです。この文言が

入ったことによって公益性が担保されたとおっしゃっているのですが、その根拠についてもお伺いしたいと思います。

市民生活部長(水越寿男君) 公益性についてのお尋ねでございます。公益性については先ほど補助金等の説明のところ議員から御指摘のありましたとおり、地方自治法第232条、公益上必要がある場合支出することができるという定めによりまして、まず実行委員会からまつりの趣旨に沿って補助金の交付申請書が出されております。そのまつりの趣旨といいますと国分寺まつりの実施要領になりますけれども、「国分寺まつりは市民が文化、歴史、福祉を考え、地域産業と市民生活にかかわりを深めるとともに、コミュニティづくり、ふるさとづくりの基盤であるふれあいを大切に、健康に感謝して互いに手を結び、助け合う祭典とする」という目的のために実施されるということでございます。それに基づいて、5月に実行委員会からその文言に基づいて市に補助金交付申請が出されました。その趣旨にのっとれば市として公益性があるという判断のもとに、平成26年度の補助金交付決定をしたということでございます。

7番(幸野おさむ君) 逆にお伺いしますが、例えば九条の会やバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会が出店されていたということについて公益性がないという判断の根拠はどこにあるのですか。

市民生活部長(水越寿男君) 補助金の決定に当たっては、公益性がないということではなく、この国分寺まつりの実施自体が先ほど申し上げた趣旨にのっとれば公益性があるということによって決定したということでございます。

7番(幸野おさむ君) だからそういう答弁を繰り返すのであれば、この間の議論は一体何だったのかという話なのです。昨年11月から補助金云々という話をし始めたのは、それを受けとめたのは市です。公益性について担保されるようにするためにということで、政治的意味合いのある出店は認めないという文言を入れさせてきたのではないですか。

先ほどから私は言っているのですが、実行委員会の話をしているのではなくて市の対応をお伺いしているわけです。市の根拠を、その答弁をしてきている根拠を。私もいろいろ調べたのです。地方自治法第232条の2に補助金の規定があります。これについては公益上必要かどうかを、行政実例が出ております。昭和28年6月29日のものですが、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」と書いてあるわけです。これについては、樋口副市長は時代が変わったから公益性も変わってきたのだとか、長の判断が公益性の判断なのだということは言っていたのですが、行政実例では、これは自由裁量行為ではないから客観的にも公益上必要であると認められなければならないということが明確に書いてあるわけです。その上に立って、九条の会やあるいはバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会が公益性のある団体ではないのですか、お伺いしておきます。

市民生活部長(水越寿男君) 今回の補助金の決定に当たっては、各出店団体ごとの公益性の有無については判断しておりません。まつりの実施の趣旨にのっとり公益性について判断したということでございます。

7番(幸野おさむ君) わかりました。そういうまた実行委員会に全て責任をなすりつけるような答弁を繰り返しているという状況は、私は非常に無責任な体質だと思っています。これまでの自分たちの答弁をきちんと省みて下さいよ、どういう対応をしてきたのかということ。こういう状況になったのは実行委員会が決めたことだ、決めたことだと、余りも無責任です。

私は市の対応をお伺いしていますから、市の自治基本条例では参加と協働の保障をうたっております。その逐条解説のところ、その前に前文にこういう文があるのです。「私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創られてきたものであることを認識し、日本国憲法に基づいて、平和を希求し、人権を尊重し、云々かんぬん、情報の共有、参加と協働を通じ、市民の自治を確立し～最高規範として」という文章があります。憲法のことについていえば、自治基本条例の立場でいけば、公益性どころの話ではないのです。憲法第99条の公務員の皆さんの尊重義務も含めてですけれども、もっと言えば、逐条解説の17ページ、第2条の定義で(3)事業者等という規定があります。この事業者等は「市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます」と、この方たちには参加と権利を保障していくということを言っているのです。この解釈、18ページに書いてあります。第3号関係、「『事業者等』とは、市内で事業活動や公益的活動を行っている団体を指します」と。「公益的な活動とは、『特定非営利活動促進法第2条に基づく別表に掲げる活動に該当する活動』をいいます」と。別表のところにもいろいろ、1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動、2)社会教育の推進を図る活動云々があって、5)は環境の保全を図る活動であります。8)人権の擁護又は平和の推進を図る活動とあります。すなわち、バイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会の方々も、あるいは九条の会も公益的な活動を行っている団体だということ。自治基本条例で明確に定義しているのではないですか、違いますか。

市民生活部長(水越寿男君) 今委員が御指摘のあった1番から17番までである公益的活動の団体等については、公益的活動の中にそのような活動の団体等も入るということでございます。

7番(幸野おさむ君) であれば、公益性を担保したと言いながら、その担保されたはずの出店要項では公益性がある団体が排除されるという出店要項になっているというのが今の実態です。そうでしょう、公益性があるということ。市は認めているのですよ、この方々の団体を。それを公益性が担保されるためになどと言って、こうした団体を政治的な意味合いのある団体だなどという全く何の根拠にも基づかない基準で排除するなどということは、

私はあってはならないと、市の立場で早急の今の姿勢を正して、実行委員会に対して公益性を担保するような出店要項に変えてくださいということを求めてください。

市民生活部長(水越寿男君) 今年度の国分寺まつりに関してはさまざまな方面から御意見等も寄せられておりますし、市民、市外の方からも御意見をいただいております。これまでこの議会での御議論とかいただいた意見については既に実行委員会の役員にも伝えているところでございますけれども、引き続き本日いただいた意見についても実行委員会には伝えてまいりたいということは以前もお約束しているとおりでございます。それをもって、来年度また年明けに新たな実行委員会が設立されますけれども、その引き継ぎの中では整理して実行委員会にお伝えしていくということになるかと思えます。

7番(幸野おさむ君) だからそれも初めに言ったではないですか、議会の意見を伝えるとかという話ではないのです。市の考え方が間違えていると私は先ほどからずっと指摘しているのです。市の基本的な考え方を正して、その立場で臨まないといけないのではないのかというのが私の主張です。議会の意見を伝えて云々という話だけではないのです。実行委員会が決めたこととか、議会の意見がどうだったとか、大半だったとかそういう話ではないのです。市は市の条例や国の法律に基づいてそういうことをやっているわけではないですか。その立場に基づいたら、私はこういうことが基本なのではないのかという質問です。市の立場を教えてください。部長に答えられなかったら市長でもいいです。

市民生活部長(水越寿男君) ただいまの答弁で言葉が足りない部分もございましたけれども、それは市に対していただいた意見もございますので、市として、先ほどお話のありました公益活動等の話についても、それはいただいた状況についても全てお伝えしていくということで考えております。

7番(幸野おさむ君) いや、そういうことではなくて、だから市としての基本的な姿勢、実行委員会に対する姿勢です。

議長(新海栄一君) 全部伝える。

7番(幸野おさむ君) そこがゆがんでいると私は質疑をしているわけですから、それを考え方をぜひまとめて示していただきたいと思えます。(「そこを全部伝えるのだよ」と発言する者あり)議会でもこれを議論しなければいけない問題でもありますので、そこはぜひお願いしておきたいと思えます。

2014.11.05 : 平成 26 年 総務委員会 本文

岡部委員 国分寺まつりについてお伺いをしたいと思います。

高橋委員長 岡部委員、国分寺まつりについては、国分寺市制施行 50 周年記念事業について、報告事項 1 で先ほどやりましたけど。

岡部委員 国分寺まつりそのものについては、この 50 周年という枠組みだけではないと思うので、このその他事項のところで質疑させていただきたいと思いますが。

高橋委員長 今年の国分寺まつりということではなくて。

岡部委員 国分寺まつりそのものについて。

高橋委員長 国分寺まつりそのものについて。きょう冒頭で内容も先ほどやりましたので、通常であればその質疑のときにぜひやっていただきたいと思いますと思うのですが、今回の 50 周年……。 (「毎年やっているから、その 50 周年という枠だけではなくて、その他事項でやっていただきたい」と発言する者あり)

高橋委員長 わかりました。それではどうぞ。

岡部委員 国分寺まつりの問題について、ちょっと質疑させていただきたいと思います。今年も第 31 回ということでした。11 月 2 日に国分寺まつりが行われまして、市の職員もかかわっていらっしゃった方も多と思いますので、私も短時間ではありましたが、国分寺まつりの会場に今年も行かせていただきまして、私の見させていただいた限りでは成功のうちに開かれたと思いますので、かかわられた職員さんをはじめ皆様の御苦勞をねぎらいたいと思います。

その上でお伺いをしたいのは、この間、昨年 11 月の閉会中の総務委員会から今年の予算特別委員会や 9 月の決算特別委員会を通じて取り上げられてきました国分寺 9 条の会とバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会という、この原発の関係の団体や 2 団体が一緒に出店の申請をしていますが、この 2 つの申請が今年出店を拒否されている問題についてお伺いをしたいと思います。

今回お伺いしたいのは、来年以降どういうふうにされていくのかということをお伺いしたいのです。この 2 つの申請について、出店が断られたことについてマスコミでも大きく報道されていますし、市民の方、市の内外の方から、賛否それぞれですけれども、非常に多くの意見が寄せられているところです。肯定的なこと 2 件ばかりでなくて、なぜこの 2 団体が出店を断られるのかと、しかもその理由が政治的な意味合いを持つということで断られているということで、納得できないという意見が非常に多いです。そればかりではないのですが、

非常に多くの方からそういう声が上げられていますし、国分寺市が国分寺まつりの実行委員会への補助金を盾に政治的な介入を行った中で、こういった申請が拒否をされているということは明らかだと思いますが、そのようなことを国分寺市がやっているというのは信じられないと、本当に批判的な意見も非常に多くあるのです。

その点で、来年以降どうしていくのかということをお伺いしたいわけですが、ちょっと改めてになる部分もありますけれども、お伺いをしたいのは今回の国分寺9条の会や、バイバイ原発の会などが参加をすることが公益性を損ねると判断をしたのは、何に基づいてされているのかというのを改めてお伺いをしたいと思います。

9月議会のときに、一般質問で政治的ということの定義は、国分寺市にあるのかという質問もありましたが、それに対しての答弁は、その定義を確定することは難しいという答弁がありました。あとは決算特別委員会で幸野市議が質問した中で、さかのぼると今年の1月の実行委員会だったと思いますが、この政治的な意味合いを持つ団体の参加はいかなるものかということが、実行委員会にそういった意見が伝えられた中で、実行委員会としては、事務局と市にガイドラインをつくってほしいと、こういう政治的な意味合いというものは判断をする上でガイドラインをつくってほしいということが求められて、文化と人権課で検討がされた。

これについては、決算特別委員会で文化と人権課長から答弁がありましたけれども、ガイドラインは作成をしようということで、他市の事例もいろいろ探そうということで当たって見たけれども、適当な事例が見当たらずに、ガイドラインの作成は断念をしたということの答弁がありました。こういったことを通じて明らかになったことは、そもそも政治的な意味合いを持つということを自治体が判断すること自体が先例もないですし、これ自体不可能なことだということが明らかになったと私は思っています。

結局は、決算特別委員会で樋口副市長が答弁をされていますけれども、今年度の予算を編成する中で、この国分寺まつりの実行委員会への補助金についての予算化を行う際に、政治的な意味合いを持つ団体の参加は認めないということが担保される条件で補助金を支出すると、交付決定をするという条件で予算化を行ったという説明がありました。その後、実行委員会で実際に出店要綱に政治的な意味合いを持つ団体は、出店は認めないという中身が書き込まれたから実際に補助金交付をしたという説明が決算特別委員会でありました。

高橋委員長 岡部委員、質問の趣旨は。

岡部委員 結局、政治的というのはいかなるものかという定義が市としては持ち合わせてないわけです。しかも定義を確定するという点についても難しいという答弁もありました。そういう中で、樋口副市長のほうは、出店要綱の中に政治的な意味合いを持つ団体は出店をお断りしますということが書き込まれたことで補助金交付を決定をしたという点でいうと……。

高橋委員長 岡部委員、質問をしていただかないと。

岡部委員 結局、最終的に補助金の交付は市長が……。(「質問」と発言する者あり)

今、質問します。市長が最終的に判断をするものだという説明もありました。そういう点でいうと市長は政治的な意味合い、政治的とはいかなるものかという定義もない中で、結局市長が恣意的に決定したということになるのではないですか。

高橋委員長 質問でよろしいですか。(「そういうことにならないですか」と発言する者あり)

水越市民生活部長 市長が恣意的にそのような指示、決定をしたということとはございませんし、今回の補助金の交付については、まつり自体の公益性についての判断をして、今年度の補助金は交付しているということでございますので、昨年11月の議論以来、一般的な補助金のあり方についての副市長の答弁等がございましたけれども、今年度の補助金についてもまつりの公益性を適正と判断して交付決定をしたというところでございます。

岡部委員 いや、一般的ではないです。それは副市長が決算特別委員会的时候にはっきり説明をされています。先ほど言ったことと繰り返しになるので、繰り返し避けたいところなのですけれども、予算化に当たっては政治的な団体の参加は認めないということの条件で補助金を交付するという考え方を持って予算化をしたと。実際の補助金交付に当たっては、実行委員会の作成した出店要綱の中に、政治的な団体の出店はお断りしますという旨の記載が追加されたこと、確認したことをもって補助金交付を決定したという説明がはっきり副市長から説明がされています。そういう点でいうと、市民生活部長がおっしゃるような一般的なことを説明されたのではなくて、この国分寺まつりの補助金についてはっきり説明をされているのですよね。そういう点でいうと一般的ではないのです。

高橋委員長 質問は。

岡部委員 政治的な団体ということの定義がない中で、このような補助金の交付の決定のされ方をしているというのは、恣意的な判断があったのではないかということをお聞きしているのです。

水越市民生活部長 先ほども御答弁申し上げましたけれども、恣意的な判断は入っていないということでございます。

岡部委員 全然理由は述べられていないのですけど、その政治的な定義は市として持ち合わせていないということも既に説明されています。それでどうして恣意的ではない判断ができるのですか。できないのではないですか。

水越市民生活部長 今年の補助金については、まつりのあり方の公益性について判断して交付決定をしております。この間いただいた御意見等については、今までもそうですけれども、実行委員会についてはまつりが終わってから、これから先の開催ということになります。それは来年の向けてのことと今年の反省を踏まえて、次の役員に、実行委員会に引き継ぐためのものということの位置づけになっているということでございます。今までもそうでしたけれども、事務局を通じて、実行委員会がないからといって何も市から伝えてなかったということではございませんで、役員の方々には現状についてお伝えしてきたというところでございます。議会の中身の答弁、議論等についてもお伝えしてきたことでございますので、来年度の実施に向けて、今年の反省会と来年に向けての実行委員会に向けて、その中で実行委員会の中で御議論いただきたいと考えております。

岡部委員 私が今質疑させていただいている、来年以降どうするのかということお聞きしたいと思っていますので、ぜひ実行委員会、今後のまとめの実行委員会に向けてもきちんとそこは議論していく必要はあると思っています。

ここで聞きしておきたいと思うのは、今、その公益性ということをもとに補助金の交付の検討、決定をしてきたとおっしゃっていますが、つまりは公益性というものと、政治的意味合いを持つということがすなわちその公益性を損ねるという、そういうふうに結びつけてここでは考えられているということになるのではないですか。公益性を担保するというをおっしゃってきたので、公益性というのは何なのかということなのですが、地方自治法第232条の2という条項で、寄附又は補助ということについて書かれている条項ですけれども、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」ということで、公益上という言葉が入っていますけれども、公益性を担保するというのはこのことをおっしゃっているのだと思うのですが、ここで書かれている公益上必要がある場合というのは私的な利益のみにつながるものではなくて、税金を払っている市民誰もが利益を受けることができるものについては、市民の税金を補助金として当てることができるかと私は解釈をしますけれども、その政治的なテーマを取り上げることがその私的な利益ということになるのですかね。

樋口副市長 地方自治法のこの公益性については、行政実例の中では公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならないという解釈なのです。ですから、これはたしか決算特別委員会でも私から申し上げたと思いますが、補助金の中でも、公益性の定義というのは時代によって変わってくるのです。

かつては納税貯蓄組合に補助金を出していました。これは納税の義務が国民にあるということ、納税環境が整備をされてくれば納税貯蓄組合の必要性、公益性はなくなるわけですから、補助金を出さない団体がふえてくる。かつては公益性があったわけですから、それから、たばこ販売対策協議会というのもありました。これも補助金を出しておりました。これは時代の変化によって、当然変わってくるというのは御存じのとおりと。そういう意味で

公益性というのはなかなか一つの言葉であらわせない中身なのです。

ですから、決算特別委員会でも申し上げましたように、4月以降、国分寺まつりだけではなくて、日本の全国でさまざまな議論がありました。そういったことが公益性の議論の中で、補助金のあり方とか、公の施設の貸し出しのあり方とか、名義後援のあり方とか、大半の自治体では、名義後援は公益性がある場合というのが頭についてきます。そういう時代背景を踏まえて判断をそれぞれの団体がされてきていると。ですから、今回についてもそういう背景を踏まえながら、実行委員会の皆様が主体的に判断をされた中身だと説明をしてみたい。

岡部委員 今、副市長が説明されていることの非常に重大な点は、時代によって公益性というものが変わり得るものだという理解でいらっしゃる点が非常に重大な点だと私は思っています。今、副市長、幾つか例を挙げられました。それは確かに例を挙げられたものに限って言えば、それは時代によって判断が変わり得るものはあるでしょう。ただ、政治的な意味合いを持つということ、公益性を損ねると言っているわけです。それはその時代によって変わり得るものだという、今さまざま挙げられたことを同じ性格のものだと片づけていいのでしょうか。今、そういう幾つか例を挙げて言われました。結局いろいろ幾つか例を挙げられたものと、この政治的な意味合いを持つということは公益性には当たらないということと同類なものだということ言われているわけですね。そこは非常に重大だと私は思っています。そこはちょっと議論のすりかえがあると思っていて、何が重大かということ、これは本当に憲法にかかわる重大な問題なのです。この思想・信条の自由というものがあって、その中身を自由に表現する自由があるというもの、それを公益性ということによってね。

高橋委員長 岡部委員、質問をしていただきたいのですが、ここは演説をする場ではないので。

岡部委員 質問しています。そういう表現の自由を公益性を損ねるということで否定をしているという重大な問題につながると私は思っています。だから、それは時代によって変わり得るものとは同じ性質のものだと片づけるというのは私はおかしいと思います。

高橋委員長 質問してください。

岡部委員 観点に立っていただく必要があると思いますが、いかがですか。

高橋委員長 委員会運営をしていますので、岡部委員、質問していただかないと、質疑にならないので、そこはお願いいたします。

樋口副市長 私は、公益性の中で憲法に保障された思想とかそんなことを否定することも、表現の自由の否定も一切しておりません。補助金のあり方について公益性の担保が必要だと、このように申し上げております。

岡部委員 補助金のあり方ということで結局、その補助金を通じてそういう表現の自由の否定につながるようなことをしている、そのことを問題だと言っているのです。そういう根本的な問題につながっているということを認識をしていただきたいと思いますが、再度答弁を求めて終わりたいと思いますが、質問の趣旨は来年以降どうしていくのかと、これだけ議論を呼んでいる、賛否、両方ありますけれども、市がこれまでとってきた態度に対して否定的な意見もある中で、もう一度来年に向けてどうするのかということは検討が必要な問題だと思っています。そういうことも含めて答弁いただきたいと思っています。

樋口副市長 今まで私も含めて担当が説明してきましたけれども、岡部委員と同じ認識には立っていないということです。これは決算特別委員会でも御答弁申し上げましたように、一連の質疑の経過については、先ほど市民生活部長が申し上げましたように、実行委員会の皆様にお伝えをして、来年の新しい実行委員会につなげていただくと、このような対応を図りたいと思います。

岡部委員 これで終わりにしますけれども、実行委員会にお伝えするだけではなくて、補助金を通じて市が実行委員会に対して、このようなゆがんだまつりの運営を押しつけているということが問題であると、そういう市の姿勢をただす必要があると、実行委員会に伝えるのは当然ですけれども、その必要があるということを意見として述べて終わりとしたいと思っています。